

モデル36 協定書及び協定届様式について

平成31年4月から、全ての企業において、年10日以上の子次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが必要となりました。また、令和3年4月からは押印等の見直しにより36協定届の様式が新しくなりました。

36協定の有効期間は、原則として1年以内と定められており、必ず1年に一度、労働基準監督署に届ける必要があります。

36協定を締結かつ届出をせず、残業や休日労働をさせると労働基準法違反となりますので、確実に労使間協定を結び、届出を行なってください。

標記届出書のモデル様式を今月号に同封しておりますので、届出にご活用ください。

下記に、36協定書及び協定届の記入例（特別条項なし）について、様式第9号の4は自動車運転者用、様式第9号は自動車運転者以外用、を記載しますので参考にしてください。

特別条項付きの協定を締結する場合は協定届の様式が異なりますので、最寄りの労働基準監督署にご相談ください。

時間外労働及び休日労働に関する協定書〔記入例〕

〇〇運輸株式会社 代表取締役 北海太郎（以下「甲」という。）と

〇〇運輸株式会社 労働者代表 札幌花子は、労働基準法第36条第1項の規定に基づき、労働基準法に定める法定労働時間（1週40時間、1日8時間）並びに変形労働時間制の定めによる所定労働時間を超えた労働時間で、かつ1日8時間、1週40時間の法定労働時間又は変形期間の法定労働時間の総枠を超える労働（以下「時間外労働」という。）及び労働基準法に定める休日（毎週1日又は4週4日）における労働（以下「休日労働」という。）に関し、次のとおり協定する。また、時間外労働・休日労働時間が、月80時間を超えた場合で、労働者が希望した場合は面接（産業医又は産業保健センター等）指導等を受けさせる。

第1条 甲は、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わせないよう努める。

第2条 甲は、就業規則第〇〇条の規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を行わせることができる。

	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数 (満 18 歳以上の者)	延長することができる時間				期 間
				1 日	1 日を超える一定の期間 (起算日)			
					2 週 (4 月 1 日)	1 箇月 (4 月 1 日)	1 年 (4 月 1 日)	
① 下記② に該当し ない労働 者	・需要の季節的な増大 及び突発的な発注の変 更に対処するため ・一時的な道路事情の 変化等によって到着時 刻に遅延が生ずるため ・当面の人員不足に対 処するため	自動車運転者	50	7	50	109	954	令和 4 年 4 月 1 日 から
		荷 役 作 業 員	10	3		40	360	
		自動車整備士	3	3		30	340	
	毎月の精算事務のため	経 理 事 務 員	2	3		30	340	令和 5 年 3 月 31 日 まで
②1年単位 の変形労働時間制 により労働する労働者	・需要の季節的な増大 及び突発的な発注の変 更に対処するため ・一時的な道路事情の 変化等によって到着時 刻に遅延が生ずるため ・当面の人員不足に対 処するため	自動車運転者	60	7	50	109	954	令和 4 年 4 月 1 日 から
		荷 役 作 業 員	10	3		35	320	
		自動車整備士	2	3		25	280	
	毎月の精算事務のため	経 理 事 務 員	2	3		25	280	令和 5 年 3 月 31 日 まで

2. 自動車運転者については、前項の規定により時間外労働を行わせることによって「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下「改善基準」という。）に定める1箇月についての拘束時間及び1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の時間外労働時間の限度とする。

第3条 甲は、就業規則第〇〇条の規定に基づき、必要がある場合には、次により休日労働を行わせることができる。

休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数 (満18歳以上の者)	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻	期 間
需要の季節的な増大 に対処するため	自動車運転者	110	・法定休日のうち、2週を通じ1回 ・始業及び終業時刻は、あらかじめ運行予定表で定められた始業及び終業の時刻とする。	から まで
	荷役作業員	20		
	自動車整備士	5	・法定休日のうち、4週を通じ2回 ・始業時刻 午前 8 時 ・終業時刻 午後 5 時	から まで
毎月の精算事務のため	経理事務員	4		から まで

2. 自動車運転者については、前項の規定により休日労働を行わせることによって、改善基準に定める1箇月についての拘束時間及び1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の休日労働の限度とする。

第4条 前2条の規定に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合においても、自動車運転者については、改善基準に定める運転時間の限度を超えて運転業務に従事させることはできない。

第5条 自動車運転者以外の者については、第2条及び第3条で定める時間数等にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満とし、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しない。

第6条 甲は、時間外労働を行わせる場合は、原則として、前日の終業時刻までに該当労働者に通知する。

また、休日労働を行わせる場合は、原則として、2日前の終業時刻までに該当労働者に通知する。

第7条 第2条の表における2週、1箇月及び1年の起算日並びに第3条の表における2週及び4週の起算日はいずれも令和4年4月1日とする。

2. 本協定の有効期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

令和4年〇月〇日

○ ○運輸株式会社 労働者代表 札幌花子 ㊟

○ ○運輸株式会社 代表取締役 北海太郎 ㊟

運転者用

時間外労働
休日労働に関する協定届〔記入例〕

様式第9号の4（第70条関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）			
貨物自動車運送事業		〇〇運輸株式会社		札幌市中央区〇〇町 〇番地（011-〇〇〇-〇〇〇〇）			
	時間外労働をさせる必要のある 具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間	延長することができる時間		期 間
					1日	1日を超える一定の期間 (起算日)	
① 下記②に該当しない労働者	需要の季節的な増大等に対処 するため（詳細は別添協定書 記載のとおり）	自動車運転者	別添協定書 記載のとおり	1週 40時間 1日 8時間	別添協定書記載のとおり		令和4年 4月1日から 令和5年 3月31日まで
② 1年単位の変形労働時間 制により労働する労働者	同 上	自動車運転者	同 上	1週平均 40時間 1日 8時間	同 上		同 上
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日	労働させることができる休日 並びに始業及び終業の時刻		期 間
需要の季節的な増大等に対処するため（詳細は別添協定書 記載のとおり）		自動車運転者	別添協定書 記載のとおり	毎週 1日 国民の休日	別添協定書記載のとおり		令和4年 4月1日から 令和5年 3月31日まで

協定の成立年月日 令和4年 月 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 車輛課主任
氏名 札幌 花子

押印は不要になりました。

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ 投票による選挙 ）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。□（チェックボックスに要チェック）

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続きにより選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと□（チェックボックスに要チェック）

令和4年 月 日

〇〇〇〇労働基準監督署長 殿

職名 代表取締役社長
使用者 氏名 北海 太郎

押印は不要になりました。

協定書に押印があれば、押印は不要です。